

月例給 0.36%  
一時金 0.1ヵ月

# 生活改善ほど遠い



発行所 東京都千代田区霞ヶ関 財務ビル内(〒100-0013)  
全国税労働組合  
発行人 山本 浩二  
電話 (03) 3581-3678  
FAX (03) 3507-0886  
振替口座 00140-2-68514

“税務の職場”  
何でも110番  
zenkokuzei@aol.com  
全国税は、職場で起こった問題を解決するため「税務の職場、何でも110番」を常時設置しています(電話とFAXは上記の番号まで)。  
◇全国税ホームページ◇  
http://www.kokko-net.org/zenkokuzei

## 2年連続のプラス勧告

# 全号俸に賃上げ反映

## 初任給に2、500円

### 人事院勧告

人事院は8月6日、政府と国会に対して、2015年人事院勧告を提出しました。15勧告は、①官民格差が0.36%あるとして、俸給表の水準を1、469円改善するとともに、②一時金は0.1ヵ月分の改善、③水準の配分はすべての号俸の引上げの原資としつつ、④初任給を2、500円引き上げる、という内容となっています。また、全ての職員を対象にした「フレックスタイム制」の導入を内容とする「勤務時間に関する勧告」も提出しました。

#### 不十分な賃上げ

世代間の比較では、民間との格差が顕著であった初任給に厚く配分する点とともに、再任用職員の間との格差が顕著であった。労働組合のたたかいは反映できず、賃金引上げや、退職金、非常勤職員の賃金改善にも波及する全俸給表の改定が行われました。労働組合のたたかいは反映できず、賃金引上げや、退職金、非常勤職員の賃金改善にも波及する全俸給表の改定が行われました。労働組合のたたかいは反映できず、賃金引上げや、退職金、非常勤職員の賃金改善にも波及する全俸給表の改定が行われました。

#### 勤奨手当に配分

一時金の改定では、民間の支給状況を踏まえ、0.1ヵ月分の引上げを行いました。しかし、全体的に配分しており、期末手当には改定がありません。

#### 全ての職員を対象に

「フレックスタイム制」を導入する勤務時間法「改正」の勧告が行われました。ヨーロッパで政労使合意を前提に導入されて



東京高裁前集會に参加した全国税組合員

地域間格差が拡大  
14勧告の「給与制度の総合的見直し」に基づく地域手当の給与法「改正」が既に行われており、15人勧には、地域手当の支給割合を平成28年4月1日から実施することの内容も含まれています。  
「給与制度の総合的見直し」では、俸給表水準が削減されるなかで、東京をはじめとする大都市圏では厚く地域手当を配分する内容となっており、その実施は地域間格差の拡大に直結します。  
非常勤は棚上げ  
15勧告では、劣悪な処遇に据え置かれている非常勤職員の労働条件改善には触れず、夏季休暇新設などの根強い要求には全く応えていません。  
職場は、非常勤職員には一日たりとも運営できない状況であり、労働条件改善は待たないです。

# 長時間労働に反対

## フレックスタイム制、強行

「フレックスタイム制」を導入する勤務時間法「改正」の勧告が行われました。ヨーロッパで政労使合意を前提に導入されて

長時間労働が定着するだけとなり。人事院は、導入にあたって「超過勤務が増加しないよう必要があるのみでなく超過勤務を削減する方向での働き方の推進が重要」としています。そうであれば超労働縮減自体に有効な対策と規制を行うことこそ、労働基本権の代償機関は求められています。

## 定年延長、店晒し

### 逆立ちする人事院

人事院は、人勧に併せて「公務員人事管理に関する報告」も行いました。そのなかでは、「高齢層職員の能力及び経験の活用(雇用と年金の接続)」と題し、フルタイム

### 詰将棋

【出題】九段 西村一義  
中級クラス  
(ヒント)銀のうまい活用で……。(10分で三段)

6	5	4	3	2	1
			馬	王	皇
			金	香	香

持駒 銀 銀 一 二 三 四 五 六

### そらばん弾

「戦争法案」に反対する行動やデモが学生や高校生までひろがっています。7月31日は学者と学生による初の共同行動が国会周辺で行われ、2万5000人が参加しました。「安全保障関連法案に反対する学者の会」と学生組織「SEALDs」の主催です。8月2日には渋谷で高橋生のデモが行われました。「TinsSOWL」私たちは戦争法案に反対するために立ち上がった」というグループのメンバーです。参加した若者は発言します。11の関連法案の名前すら知らない議員による審議を見ていると腹が立つ。まともな議論ができないのに「必要」と言い、憲法上の議論について説明されていない。憲法を無視することは国民を無視すること。若者は健全だ。

意見陳述書(抜粋)

2015年7月8日

東京高等裁判所第15民事部 御中

控訴人 日本国家公務員労働組合連合会行政職部会
理事長 宮垣 忠

第1 はじめに

2014年10月30日に、東京地裁民事第19部が、本件賃下げ違憲訴訟で、政府も国会議員も人事院勧告を尊重していく姿勢を示していたという事実と異なる認定をして、人事院勧告にもとづかない賃金の引き下げを合憲と判示し、国公労連との誠実交渉義務違反も認定せず、私たち原告の請求をすべて棄却する不当判決を行いました。

憲法遵守義務を負い、法の番人である裁判官としての矜持も感じられない、政府いなしの「判決」であり、到底納得できるものではなく、控訴した次第です。

2 給与減額の「理由」の空疎さと減額による国家公務員の被害の実態

原判決は、裁判で取り調べた証拠によって明らかとなった事実、とりわけ、給与減額の「理由」の空疎さと減額による国家公務員の被害の実態をあえて無視しました。2年間にも及ぶ給与減額が終了した2014年3月末日の段階で、東日本大震災の復興財源とされていた復興特別法人税が1年間前倒しで廃止されました。復興特別法人税の廃止による税収の減額は、約8000億円であり、この2年間の国家公務員の給与減額の総額である約5800億円をはるかに上回っています。

人事院勧告を無視してまで給与減額を強行しておきながら、支払い能力のある企業に対して、その総額をはるかに上回る減税を行ったことは、財政難の克服や東日本大震災の復興財源の確保という給与減額の理由が空疎なものであったことを示しています。そればかりか、いまや政府は、東日本大震災の復興財源について、2016年度から5年間を「復興・創生期間」として、自治体に一部負担を求め、被災自治体の猛反発をかっています。

給与改定・臨時特例法による給与減額措置によって、控訴人らの損害額は、ひとり平均約102万円、多い人では200万円以上に達します。給与を減額された仲間は、予想外の減収を強いられたため、貯金を取り崩したり、保険を解約したりして、生活をやりくりしましたが、そのしわ寄せは、こどもに学習塾や水泳教室に行くのを我慢させたり、進学先を行きたい高校から授業料の安い高校に変えたりするなど、家族にも及び、生活設計を狂わされました。

また、職場では、毎年の定員削減によって、一人あたりの業務量が増えているなか、全体の奉仕者としての責任を果たすために、精一杯、業務に励んでいます。それにもかかわらず、いままでの賃金決定ルールを無視して、なぜ、人事院勧告によらずに、一方的に賃金が大幅に引き下げられなければならないのか。このままでは、公務員労働者は無権利状態ではないかと、職場の仲間は、激しい怒りと憤りを感じています。

一中略一

第5 最後に

私たちが、賃下げ違憲訴訟を起こしたのは、国家公務員の賃金が約625万人の地方公務員や独立行政法人、民間労働者の賃金に直接影響するために、「賃下げの悪循環」を断ち切り、すべての労働者の賃上げを勝ち取るためです。

裁判で、このまま被控訴人である国の主張が認められることにならば、今後、政府は、いつでも、財政難を理由にして、人事院勧告制度を無視し、労働組合とのまともな交渉もせずに公務員給与を引き下げることが可能となります。そうなれば、憲法第28条が、全ての勤労者に労働基本権を保障しているのに、私たち公務員労働者は、憲法第28条の規定する勤労者ではなく、無権利状態に陥り、労働組合も無意味なものにさせられてしまいます。高等裁判所の公正な判断を心からお願ひして、国公労連を代表しての私からの陳述とさせていただきます。

以上

賃下げ違憲訴訟、高裁第1回口頭弁論開く
「公正な判決を求める」
高裁あて署名にご協力ください

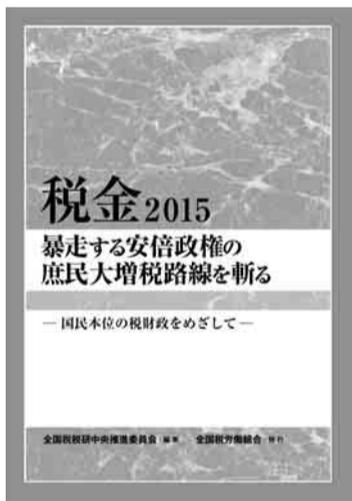


報告集会で挨拶する宮垣理事長

7月8日東京高裁で開廷された第一回控訴審では、原告を代表して宮垣日本国家公務員労働組合連合会行政職部会理事長が、意見陳述をおこないました。意見陳述書の内容を抜粋して掲載します。

人事院勧告で若干の給与改定が勧告されましたが、国家公務員の賃金が与える影響は少なくありません。「アベノミックス」の下、貧困と格差が広がり、非正規労働者は2012万人と増え続けています。年収200万円以下の「働く貧困層」の1千万人超は2013年で8年連続となり、今や6人に1人が貧困状態です。口頭弁論後の報告集会で、宮垣委員長は、「政府いなしの地裁判決で、国家公務員に対する不当な賃下げを許さず、民間の賃上げにつながるためにも、署名にご協力ください。」と訴えました。

※お申し込みは、全国税本部、組合員まで



『税金2015』ができました。全国税研中央推進委員会編集の『税金2015』(A4判72頁)ができました。『暴走する安倍政権の庶民増税路線を斬る―国民本位の税財政をめざして―』を中心にテーマに開かれた「第54回税研全国集会」を収録した本号は、鶴田廣巳・関西大学教授の講演などを収録しています。

『税金2015』ができました。

全国税研中央推進委員会編集の『税金2015』(A4判72頁)ができました。

『暴走する安倍政権の庶民増税路線を斬る―国民本位の税財政をめざして―』を中心にテーマに開かれた「第54回税研全国集会」を収録した本号は、鶴田廣巳・関西大学教授の講演などを収録しています。

全国税・愛知支部定期大会での発言から

【愛知東支部】

転居を伴う配転

転居を伴う配転が、深刻な事態になっていきます。特に、若手の独身職員が深刻です。赴任期間が、保障されていません。寮が、確保されていません。すぐに(7月13日から)仕事を始めないといけません。1週間程度、ホテル住まいで通っています。その後、自分で、アパートをさがしています。こういう事例を名古屋局で、複数、聞いています。

全職員の5%が

再任用職員

今年7月の定期異動後、名古屋局の全職員の5%が再任用職員になりました。再任用の3人に1人が上席、再任用職員の3人に1人が、上席での再任用になっています。フルタイム(週5日勤務)で月額3万円、週4日勤務で月額2万円、上席での再任用と調査官での再任用とで賃金の差が出ます。配慮措置とは何じゃ!

【近畿・東大阪支部】

コラム・私鉄沿線より

申請による猶予制度が4月より実施されて

分、BCGは71人分になる。社会に貢献とありました。東署では3月末で取り止めになつてしまい、残念ですね。

○再任用職員の話によれば、今までは給与と一部の年金で生活してきた。12月支給分からは5万円位的大幅な減少だそうです。10月の厚生年金と共済年金の統合のためです。生活者から見れば、こんなあくどいことありませんよ。WA

【名古屋中村分会】

「着任早々忙しい」との情報がありましたが、当署でも同じです。発令後に、10日の午後から新任署で挨拶回りをし、荷物を片づけてそのまま着任する職員がかなりいます。13日(月)からは仕事に追われています。7月14日に新任署出張した職員もいます。

【解答】

3二馬 1二玉 2一馬 1同玉 3二銀 2二玉 3四桂 同歩 3三銀 1二玉 2一銀 不成 同玉 3二金 1二玉 2二金 15手詰

5手目 3二銀に 1二玉は 2四桂 同歩 2三銀打までです。7手目 3四桂と捨て 3三銀が大きなクサビで、以下手順の追詰です。



詰将棋

3二馬 1二玉 2一馬 1同玉 3二銀 2二玉 3四桂 同歩 3三銀 1二玉 2一銀 不成 同玉 3二金 1二玉 2二金 15手詰

5手目 3二銀に 1二玉は 2四桂 同歩 2三銀打までです。7手目 3四桂と捨て 3三銀が大きなクサビで、以下手順の追詰です。